

サステナブルMICE啓発セミナー企画・運営業務 公募型企画競争提案説明書

1 業務名

サステナブルMICE啓発セミナー企画・運営業務

2 業務の目的

MICEは、高い経済効果や国際的な都市競争力の向上等の効果を開催都市にもたらすと言われている一方で、多くの参加者が一定期間に一定の場所へ集まるため、開催地に環境負荷をかける可能性があることが再認識されている。

本事業は、札幌市で開催されるMICEをサステナブルなものとしていくため、市内のMICE関連事業者の国際会議に求められるサステナビリティに関する理解促進及び実践力の向上を目的とする。

専門家による最新トレンドの共有や、ワークショップを通じて各事業者が自社の事業特性を生かした具体的な取組の実践やプランを策定するきっかけを提供することで、札幌市全体のMICEにおけるサステナビリティ水準を向上することを目指すものである。

3 業務委託期間

業務委託期間は、契約締結日から令和8年（2026年）3月19日（木）までとする。

4 予算規模

本業務の上限は2,937千円（消費税及び地方消費税（10%）を含む）とする。

※ この金額は現時点での予算規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

5 業務内容

別紙仕様書のとおり。ただし、仕様書の内容は現時点における予定であり、今後、提案内容や協議により変更する可能性がある。

6 企画提案を求める事項

以下のとおり、業務内容を実施するにあたっての具体的な企画提案を行うこと。

(1) プログラム内容の創意・工夫

専門家講演、ワークショップのテーマ、構成、タイムラインの具体的な提案をすること。また、効果的なワークショップとなるようなワークシート等を提案すること。

(2) 講師・ファシリテーターの選定

業務目的を達成できる専門家を選定し、どのような点が適しているのかその理由を示すこと。

(3) 参加者募集の工夫

市内MICE関連事業者へ十分に広報し、集客するための手法及び工夫について示すこと。

(4) 業務の執行体制及びスケジュール

本業務を遂行するにあたっての具体的な執行体制及びスケジュールを示すこと。

(5) 過去実績

提案者が過去に実施した類似業務実績及び本業務に生かせると考えられる点について示すこと。

(6) その他（独自提案）

本業務の遂行にあたり、独自の提案事項等があれば追加すること。

7 参加資格要件

次に掲げるすべてを満たし、かつ、本業務を効果的に実施できるものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であり、かつその者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 令和4～令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、大分類「一般サービス業」、中分類「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録されていること。
- (6) 市区町村税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

8 参加手続きに関する事項

(1) スケジュール

企画提案の公募開始	令和7年10月6日（月）
質問書の提出期限	令和7年10月9日（木）12:00まで
参加申込書の提出期限	令和7年10月14日（火）14:00必着
企画提案書の提出期限	令和7年10月20日（月）14:00必着
選考（対面または書類審査）	令和7年10月28日（火）予定
提案者への選定結果の通知	令和7年10月下旬
契約締結	令和7年11月上旬

(2) 質問書の提出及び回答

企画提案を行うにあたり質問がある場合は、質問書の提出期限までに、所定の書面（様式1）に要旨を簡潔にまとめ、電子メールで送信するものとする。

ア 質問書の提出期限

令和7年10月9日（木）12時00分まで

イ 質問に対する回答

質問への回答は、文書により質問書の提出者に回答の上、令和7年10月10日（金）以降随時ホームページで公開する。

ウ 送付先電子メールアドレス

kanko@city.sapporo.jp

※ メールタイトルは「（団体名）【サステナブルMICE啓発セミナー企画・運営業務】質問書」とすること。

(3) 参加申込書の提出

下記申込書類を令和7年10月14日（火）14時00分必着で、持参または郵送（書留郵便等配達状況を確認できるものに限る）により提出してください。なお、電子

メール、FAXでは受付いたしません。

ア 参加申込書（様式2） 1部

イ 競争入札参加資格認定通知書 1部

(4) 企画提案書等の提出

下記提案書類を令和7年10月20日（月）14時00分必着で、持参または郵送（書留郵便等配達状況を確認できるものに限る）により提出してください。なお、電子メール、FAXでは受付いたしません。

ア 企画提案書（様式自由、A4縦、両面印刷、表紙を除いて3枚以内）

（ア）表紙に提案者の団体名を記載したもの 3部

（イ）提案者の団体名称が記載されていないもの 10部

イ 参考見積書（様式自由、A4縦、両面印刷。経費の内訳を記載、消費税相当額も明示すること。）

（ア）表紙に提案者の団体名称を記載したもの 3部

（イ）提案者の団体名称が記載されていないもの 10部

ウ 上記ア及びイのPDFデータ 1部

※ ウのみメールでの提出を可とします。

(5) 留意事項

ア 申込書類に虚偽があった場合は失格とする。

イ 提出された書類については返却しない。

ウ 期限後の提出、内容の変更・追加及び再提出は認めない。

エ 審査の公正を期するため、企画提案書には、会社名、住所、ロゴマークなど企画競争参加者を特定できる表示を付さないこと。

9 契約候補者の選定方法

本企画競争において、企画提案の内容は、「サステナブルMICE啓発セミナー企画・運營業務公募型企画競争実施委員会」（以下「実施委員会」という。）を設置して評価する。

評価及び契約候補者の選定は、実施委員会が提案者に対するヒアリングを行い、最も高い評価を得た提案者を選定し、もって契約候補者とする。

ただし、審査の結果、提案者全てが最低基準点（総評価点の6割）に達しない場合、契約候補者を決せず、再度提案を募集することがある。

(1) 参加資格の審査及び結果の通知

「7 参加資格要件」に基づき審査を行い、参加団体に通知する。

(2) 評価の基準

評価項目	評価内容	配点
プログラム内容の 創意・工夫 〈6-(1)関係〉	・講演内容はMICEにおけるサステナビリティの重要性を伝えるのに適切か。また、具体性、実現性がある内容か。	10
	・参加者が十分に内容を理解し、取組めるようなタイムラインとなっているか。	10
	・参加者が実務でも活用できるような工夫はあるか。	10
	・ワークショップの実施を円滑に行えるような工夫はあるか。	10
講師・ファシリ テーターの選定 〈6-(2)関係〉	・MICEとサステナビリティに関する知識は豊富か。 ・類似の講演内容について講師実績はあるか。	20
参加者募集の工夫 〈6-(3)関係〉	・広報する手法は具体的か。 ・集客するための工夫はなされているか。	10

業務の執行体制及びスケジュール 〈6-(4)関係〉	・業務を遂行するための適切な業務体制及び人員確保がなされ、確実に遂行し得るスケジュールになっているか。	10
過去の実績 〈6-(5)関係〉	・業務遂行にあたって必要な実績を有しているか、又は、類似業務の実績はあるか。	10
その他独自提案 〈6-(6)関係〉	・6-(1)～(2)に係る提案以外に、独自提案がなされており、その内容が画期的、特徴的であるか。 ・全体を通して秀逸な点はあるか。	10

(3) 実施委員会によるヒアリングの実施

別に期日を定め、提案者によるプレゼンテーション及び委員からのヒアリングを行い、契約候補者を選定する。ヒアリングの実施にあたっては、次のとおり行うものとする。

ア 提案者側の出席者は各団体3名までとする。

イ ヒアリングは、1企画提案あたり、30分（企画提案書に基づくプレゼンテーション20分、質疑応答10分）を想定し、順次個別に行うものとする。

(4) その他

ア 提案者の数によっては、一次審査（書類選考）を行う場合がある。

イ 評価の結果は、提案者全員に文書により通知する。

ウ 提案者が一者となった場合、前述の最低基準点（総評価点の6割）を超えた場合のみ契約候補者として選定する。

エ 実施委員会による採点が同点の場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

10 契約

契約については、選定された契約候補者と委託者の間で詳細を交渉のうえ、締結するものとする。ただし、この交渉の中で、企画提案内容の一部を変更することがある。また、契約候補者が「7 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合や契約候補者との交渉が不調に終わった場合は、実施委員会において次点とされた団体と交渉する場合がある。なお、契約は委託者と締結するものとし、その手続きは、札幌市契約規則を適用する。

11 契約後の支払方法

支払については、業務完了の検査終了後（委託業務終了後）とする。

12 参加資格の喪失

本企画競争において、提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者にあつては契約を締結するまで）の間に、次のいずれかに該当したときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は、契約候補者としての選定を取り消す。

(1) 提案者が参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなったとき

(2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき

(3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき

13 失格事項

以下のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかったもの
- (2) 審査の公平性を害する行為をおこなったもの
- (3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を順守しないもの

14 参加資格等についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

15 評価についての申立て

提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

16 企画提案の著作権等に関する事項

- (1) 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。なお、提出された企画提案は非公開とするが、契約候補者以外の提案内容のうち、さっぽろMICE推進委員会における今後の業務の参考となるものがあつた場合は、さっぽろMICE推進委員会から提案者に対し、協議を求めることがある。
- (2) 提案者は、実施委員会が本企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案内容を実施委員会が利用（必要な改編を含む）することを許諾するものとする。この場合、さっぽろMICE推進委員会はあらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 提案者は、実施委員会に対し、提案者が企画提案を創作したこと、及び、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画提案内容の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

17 その他留意事項

企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。

【担 当】

さっぽろMICE推進委員会総務部 勘野、塩見

（札幌市経済観光局観光・MICE推進部観光・MICE推進課）

住 所 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所15階

電 話 011-211-2376 FAX 011-218-5129

メー ル kanko@city.sapporo.jp